

広島市安佐北コミュニティセンターの指定管理者公募に係る質問に対する回答

No.	項目	質問	回答
1	業務仕様書 2 指定管理者が行う業務の範囲 (1) コミュニティセンターの事業の実施に関する事	業務仕様書 p2 に「11月の平和文化月間は平和文化の発信につながる取組を実施すること。」とありますが、具体的に想定されているものがあればご教示ください。	具体的に想定している取組はありません。参考として、広島市のホームページに平和文化月間のイベント一覧を掲載していますので、御参照ください。 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/atomicbomb-peace/246950.html
2	業務仕様書 2 指定管理者が行う業務の範囲 (5) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する事	業務仕様書 p5 (5) (ア) 施設の維持管理に関する部分について、【建物全体の保守管理】に記載のある業務については安佐医師会が行い、【コミュニティセンターに係る保守管理】については指定管理者で行うという認識でよろしいでしょうか？日常清掃や定期清掃など重複している項目もあるため全容が不明です。また、その認識で正しい場合、指定管理者が行う業務範囲に「子育て支援施設」は含まなくてよいのか、含んで実施し費用を9:1で按分することになるのかどちらでしょうか？	【建物全体の保守管理】は、安佐医師会病院等合築施設全体に係る施設・設備等の保守管理のことで、【コミュニティセンターに係る保守管理】は、そのうちコミュニティセンターに係る施設・設備等の保守管理業務を抜粋して記載しており、両方とも安佐医師会が業務を実施しています。なお、【建物全体の保守管理】及び【コミュニティセンターに係る保守管理】に記載のない、その他施設の日常的な維持管理に必要な業務は、指定管理者において適宜実施することになります。 また、指定管理者が子育て支援施設の施設・設備等の保守管理を実施する必要はありません。仕様書別紙1に記載のとおり、地域開放スペースの維持管理経費について広島市と按分の上、安佐医師会に支払うこととなります。
3	業務仕様書 2 指定管理者が行う業務の範囲 (5) コミュニティセンターの施設及び	業務仕様書 p5 (5) (ア) 施設の維持管理に関する部分について、「フィルター清掃」というのは空調機のフィルターという認識	お見込みのとおりです。

	設備の維持管理に関すること	でよろしいでしょうか？	
4	業務仕様書 2 指定管理者が行う業務の範囲 (5) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること	「エレベーター保守点検」については「年1回」と記載がありますが、「月1回」の誤りではないでしょうか？	法定点検は年に1回実施しています。また、保守については、専門業者にて常時、遠隔監視を実施しています。
5	図面	積算に必要な各種平面図・設備図面・機器リスト等をご提供ください。	他施設のセキュリティの都合上、図面等の提供を希望する場合は、別途ホームページ上に掲載する「施設図面等受領申請書兼誓約書」（資料1）を電子メールにて提出してください。誓約書を受領したのち、電子メールで送付します。
6	利用料金	利用料金を減免した場合、その減免分は市から指定管理者に対して補填があるのでしょうか？	減免適用分を見込んだ上で、指定管理料を積算しているため、補填はありません。
7	別添資料2 指定管理料の算定に関する参考資料	別添資料2 収支見込みの各年度のその他物件費の内訳を教えてください。又、人件費も含めて算定根拠をご教示ください。	人件費については、標準配置人数を考慮して、適正な額を設定しています。 その他物件費については、施設維持管理経費（安佐医師会への負担経費含む）、消耗品費、通信運搬費等の指定管理に必要な経費を計上しています。
8	利用見込	現時点で定期利用の見込みのある団体はありますでしょうか？ある場合、団体名と内容と頻度を教えてください。	現時点（令和6年度）では、安佐医師会病院主催による太極拳教室及びよろず相談室の利用が週1回程度ありますが、次年度以降の実施は未定です。
9	業務仕様書 別表3	仕様書別表3 地域開放スペースの維持管理経費支出実績（令和5年度）が示されていますが、令和5年度のコミュニティセンターについての利用実績はどの程度でしょうか？（開館日数や利用頻度等）。ご教示ください。	令和5年度のコミュニティセンターの利用実績は15日で利用時間は約34時間です。

10	応募要領 2 施設の概要	現在、可部南小学校区の拠点的な指定緊急避難場所は「可部南小学校」が指定されています。 また、応募要領1ページには、当施設が当該地区の風水害（土砂・洪水等）災害時の拠点的な指定緊急避難場所に指定されているとあります。 （1）第一順位での開設は、「可部南小学校」と「当施設」のどちらになりますか？もしくは同時に開設されるということですか？	（1）可部南小学校区の拠点的な指定緊急避難場所は、広島市安佐北コミュニティセンターになりますので、第一順位で開設するのは 当施設のみとなります。ただし、土砂と洪水のみです。地震時は、可部南小学校となります。
		（2）可部南小学校区に土砂または洪水の警戒レベル3 高齢者等避難以上が発令された場合、発令時から避難所閉鎖までの期間、利用者に使用許可の取消し（使用拒否）を行うということによろしいですか？	（2）お見込みのとおりです。
		（3）可部南小学校の過去3年度（令和3・4・5年度）避難所開設実績を教えてください。（令和○年○月○日○時開設 ○月○日○時閉鎖）	（3） 【令和3年度】 令和3年7月8日6時22分開設 ⇒同日20時15分閉鎖 令和3年8月9日3時48分開設 ⇒同日14時09分閉鎖 令和3年8月12日20時00分開設 ⇒8月19日18時21分閉鎖 【令和4年度】 令和4年9月18日18時00分開設 ⇒9月20日6時41分閉鎖 【令和5年度】 令和5年6月30日22時49分開設 ⇒7月1日9時15分閉鎖 令和5年7月9日13時11分開設 ⇒7月10日15時36分閉鎖

11	業務仕様書 2 指定管理者が行う業務の範囲 (5) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること	施設の維持管理業務について (1) 床面洗浄の作業にワックス塗布は含まれていますか？ (ア) 含まれている場合、それは全ての回ですか？（例えば事務室の年12回すべて） (イ) 含まれていない場合、土足で利用される共用部分が、5年間1度もワックス塗布がされないということでしょうか？	(1) 年12回ワックス塗布を行っています。なお、共用部分のみです。
		(2) 指定管理者が当施設で排出する事業ゴミ（固形状一般廃棄物）はどのように処理されることになるのか教えてください。 (共用部の清掃時に清掃業者に収集してもらえる。それとも指定管理者が別途に固形状一般廃棄物処理業許可業者と契約する等)	(2) 廃棄物処理業務は、安佐医師会病院が一括して契約しており、コミュニティセンターにおいて排出された事業ゴミは、安佐医師会病院等合築施設内に設置されたごみ置き場に搬出してください。なお、費用負担については、仕様書別紙1、別添資料5「旧安佐市民病院北館に整備する地域開放スペースの管理に関する協定」を参照してください。
		(3)【コミュニティセンターに係る保守管理】に「ねずみ等の点検・防除」の業務がありませんが、自動販売機が設置された場合でも当施設ではこの業務は行われなかったということでしょうか？	(3) コミュニティセンターに係る保守管理において、ねずみ等の点検・防除が必要な場合は、指定管理者の負担により実施することになります。